

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年2月21日

神奈川県監査委員 村上英嗣
 同 吉川知恵子
 同 中家華江
 同 しきだ博昭
 同 松本清

1 措置の対象となった監査の結果

令和5年10月10日神奈川県監査委員公表第19号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち議会局、教育委員会、監査事務局及び公安委員会を除く74か所（既報告の17か所を除く。）に係る132事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
知事室	令和5年8月30日及び同年9月22日（令和5年7月12日職員調査）	（要改善事項） 政策局知事室において、叙勲等に係る祝電関係業務について、一括して発注することが可能であったのに、春と秋の業務実施の都度発注を行い、いずれも予定支出総額が100万円を超えないことから、見積合せにより随意契約を行っていた。 （以下令和5年10月10日神奈川県監査委員公表第19号中、第7監査の結果3(1)アのとおり）	要改善事項については、契約の競争性、透明性を確保するため、令和6年度の契約から一括して発注することとした。
いのち・未来戦略本部室	令和5年8月30日（令和5年7月6日及び同月7日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、県が所有する育成者権（農産物、県の持分2分の1）について、これを維持することを企図していたにもかかわらず、種苗法第45条第6項に規定される期限までに登録料を納付しておらず、同条第7項の規定に基づき追納していた。その結果、同法同条第	不適切事項については、年間の管理計画を立て、グループ内で共有していたものの、定期的に関係職員で確認しあう体制がなかったことによるものである。 これを受け、執行依頼の時期や納付期限を複数の職員で確認する体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に

		8項の規定に基づき追納に当たり納付しなければならない割増登録料36,000円のうち県の持分に相当する18,000円を負担していた。	努める。
総務室	令和5年8月30日及び同年9月21日(令和5年7月6日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、システムL i n y利用料1,320,000円の執行に当たり、「(節)使用料及び賃借料」とすべきところ、「(節)負担金、補助及び交付金」で執行していた。</p> <p>2 契約事務において、第26回参議院議員通常選挙に係る選挙公報の印刷請負契約(単価契約・支払額120,774,887円)について、予定価格が3,000万円以上であったことなどから、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用される契約(以下、「特定調達契約」という。)に係る入札手続を行ったが、入札説明書の入札金額の記載方法を誤ったことにより入札が中止となった後、緊急性があるとして実施した随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約により契約を締結していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、所属の執行科目の理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、執行科目に疑義が生じた場合は、会計局への財務相談のほか、過去の事例を踏まえて執行科目を確認し、起案に根拠資料を添付することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、神奈川県財務規則運用通知に対する理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、本件の誤りの内容を所属で共有し、関係規定の確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
自治振興部 市町村課	令和5年8月30日及び同年9月21日(令和5年7月10日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、第26回参議院議員通常選挙に係るインターネット広告等配信業務委託契約(契約額4,818,000円)の執行に当たり、「(節)委託料」とすべきところ、「(節)役務費」で執行していた。</p>	<p>不適切事項については、執行科目の認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、節の考え方について改めて整理し、所属研修等の機会を通じ、執行科目の理解の徹底を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	令和5年4月27日(令和5年3月2日、同月3日、同月6日及び同月7日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託契約(契約総額3,568,400円、契約期間:令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月6日に締結していた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、執行・支出の管理表に契約締結日も併せて記載し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県県央地域県政総合センター	令和5年4月28日(令和5年3月6日から同月9日まで職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、厚木合同庁舎昇降機保守点検業務委託契約(契約額495,000円)に係る令和4年4月分の支払額41,250円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 2 工事事務において、令和3年度伊勢沢林道過年災害復旧工事(公共)ほか1件の変更設計額の積算に当たり、変更で追加した仮設の敷鉄板の運搬費について、往復分を計上すべきところ、誤って片道分のみを計上して積算していたため、変更後の設計額(計58,414,400円)が133,100円過小であった。その結果、変更後の契約額(計54,468,700円)が128,700円過小であった。 3 財産管理事務において、第二種電柱1本及び支線1条に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和4年10月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額86,429円のうち52,929円について、事業者の消滅時効援	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、請求書の收受や処理状況、原義の所在を確認できるチェックリストを作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 工事事務については、設計書作成過程において、担当職員の積算基準書の理解が足りず、複数職員による検算過程でも、本事項を十分理解しておらず、確認が不足したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、誤認しやすい事項を改めて所属職員に周知し、設計業務研修を実施するとともに、複数の職員による検算を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3 財産管理事務については、現地調査の過程において使用許可漏れを発見したことによるものであり、過去において現地確認が不十分であったことによるもの

		<p>用により徴収できなかった。</p> <p>4 歳計外現金事務において、中高年ホームファーマー事業の体験研修指導謝礼金に係る所得税及び復興特別所得税1件、490円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p>	<p>のである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、許可申請が必要な施設が存在しないかを確認する水路パトロールに加え、許可申請が必要な施設の存在有無の確認に特化した踏査を実施するなど、現地確認を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>4 歳計外現金事務については、担当職員の離職はあったものの、組織として進行管理を行っていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、歳計外現金の払出については、グループウェアのスケジュール機能を用いた課内職員による相互チェックや、疑義が生じた場合の積極的な声掛けの実施により確認体制を強化して再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	--	---	---

(2) 総務局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和5年8月30日（令和5年7月10日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 追録代ほか1件、33,737円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>(2) 令和4年度分NHK放送受信料1件、282,084円について、支払期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>(3) タクシー利用料（1件、17,520円）について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 追録代ほか1件の支払遅延については、支払期限及び支払手続の完了に係る確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、支払期限の早見表を作成し支払日の誤認を防ぐほか、支払手続完了については、会計システムの決裁者だけでなく担当者においても確認するなど、複数の職員による確認体制を強化することに</p>

		<p>支払っていた。</p> <p>2 契約事務において、県有財産（普通財産）における敷地等除草業務委託に係る変更契約（変更後契約額4,802,600円）について、契約相手方に対し変更契約書へ記名押印を求めるところ、記名のみで押印をさせていなかった。</p>	<p>より再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 令和4年度分NHK放送受信料の支払遅延については、支払確定処理の完了確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、手続期間内に支払確定処理の完了確認を徹底するとともに、会計システムの決裁者だけでなく担当者においても確認するなど、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(3) タクシー利用料を職員が立て替えて支払っていたことについては、担当者が処理方法を誤ったほか、決裁過程における確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、経理担当グループ内で注意すべき点を共有するとともに、決裁の過程において複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、受領した契約書に対する確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、経理担当グループ内で注意すべき点を共有するとともに、総務室及び事業所管所属の複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
デジタル戦略本部室	令和5年8月30日（令和5年7月14日職	（不適切事項） 1 支出事務において、令和4年度第1回神奈川県データ統	不適切事項については、次のとおり措置した。

	員調査)	<p>合連携基盤の整備に係る検討会の委員報酬90,000円について、あらかじめ定めた支払期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 契約事務において、神奈川県マイナンバーカード交付申請支援会場運営業務委託契約（契約額8,049,195円）について、受託者による第三者への再委託に当たり、契約で定められた書面による事前の承認を行っていなかった。</p>	<p>1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、タスク登録や履行確認管理表により進行管理を行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、組織として必要書類の確認体制が機能していなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、履行確認管理表に再委託の項目を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
財政部税務指導課	令和5年8月30日（令和5年7月21日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、令和4年度自動車税種別割納税通知書再発付等データ印字等業務委託契約（単価契約、支払額1,995,560円）に係る差押予告通知書用紙作成業務及び差押予告通知書データ印字等業務分880,563円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、担当者が本来必要な検査調書を不要と判断したこと、また、検査調書に不備があったことが所属内において正しく伝達・共有されず、未処理のまま放置されてしまったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、履行確認の徹底を行うとともに、総務室へ提出した執行書類の戻り及び支払期限を記録するなど、情報共有を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
財産経営部 財産経営課	令和5年8月30日（令和5年7月18日職員調査)	<p>(要改善事項)</p> <p>子ども自立生活支援センター（以下「センター」という。）において、入所児童・生徒の教育施設として平塚市がセンター内に設置する小学校及び中学校の分校（以下「分校」という。）について、県の必要とする事務又は事業を行わせるために使用させる場合に該当するとして使用許可を行っていなかった。</p>	<p>要改善事項については、「神奈川県県有財産規則の運用について」第26条関係第3項の規定の趣旨に鑑み、行政財産の使用許可取扱要領第16条を見直し、分校設置のための施設の使用について、使用許可を要しない場合として同条第3号に追加することとし、令和5年11月7日に同要領を改正・施行した。</p>

		<p>たが、行政財産の使用許可取扱要領第16条では、使用許可を必要としない場合が限定列挙されているところ、分校設置のための施設の使用はこれらのいずれにも該当しておらず、事務処理が適切を欠く結果となっていた。</p> <p>(以下令和5年10月10日神奈川県監査委員公表第19号中、第7監査の結果3(2)アのとおり)</p>	
--	--	---	--

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県自動車税管理事務所	令和5年8月30日(令和5年2月9日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託契約ほか1件(概算総価額計65,604円)の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である令和4年5月12日又は同年6月14日から遡及して、同年5月1日又は同年6月1日から契約の効力が生じることとしていた。</p>	<p>不適切事項については、担当者の会計局長通知に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所属として通知に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

(3) 暮らし安全防災局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和5年8月22日及び同年9月22日(令和5年6月15日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 気象庁との情報システム共同利用に係る負担金収入1件、208,032円について、(款)諸収入(項)負担交付収入(目)総務負担交付収入(節)安全防災費負担交付収入で収入すべきところ、(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)総務使用料(節)安全防災費使用料で収入していた。</p> <p>(2) 被災地派遣職員の旅費に</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、次のとおりである。</p> <p>(1) 気象庁との情報システム共同利用に係る負担金収入については、執行科目に対する理解が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、本件誤りの内容を所属内で共有し、関係規定の理解向上を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事</p>

		<p>係る負担金収入17件、1,884,594円について、(項)負担交付収入(目)総務負担交付収入(節)総務費職員費負担交付収入で収入すべきところ、(項)雑入(目)雑入(節)総務費雑入で収入していた。</p> <p>2 契約事務において、救命情報システム運営事業委託契約(契約額9,676,890円)について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、同年5月6日に締結していた。</p> <p>3 財産管理事務において、被災者用民間賃貸住宅借上のための賃貸借契約に基づく敷金11件、1,435,000円について、神奈川県財務規則の規定に反し、債権管理表を作成しておらず、債権として管理していなかった。</p>	<p>務執行に努める。</p> <p>(2) 被災地派遣職員の旅費に係る負担金収入については、執行科目に対する理解が不足していたことによるものであり、令和5年11月22日に歳入科目を新設した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、本件誤りの内容を所属内で共有し、関係規定の理解向上を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、事業課と総務室の経理担当での進行管理表の共有を徹底し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 財産管理事務については、被災者用民間賃貸住宅借上のための賃貸借契約に基づく敷金は債権でないと整理していたことによるものであり、令和6年1月12日に債権管理表を作成した。</p> <p>今後は、債権として適切に管理することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
防災部危機管理防災課	令和5年8月22日(令和5年6月19日及び同月20日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、デジタル簡易無線局包括登録申請料(印紙代)1件、1,850円について、前渡金精算報告が3月を超えて遅れていた。</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、前渡金の受領、支払、精算報告のスケジュールを進行管理表により管理し、複数の職員による進行管理の確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

防災部消防 保安課	令和5年8月 22日（令和5 年6月15日及 び同月16日職 員調査）	（不適切事項） 事務事業の執行において、高 圧ガス保安法第14条第1項に規 定される製造のための施設等 の変更許可1件（標準処理期間13 日）について、申請書を受理し た後に事務処理を失念したた め、許可が3月を超えて遅れて いた。	不適切事項については、進行管 理が不十分であったことによるも のである。 今後は、このようなことがない よう、本件遅延の内容を所属とし て共有し、申請書等の受付記録簿 の確認について当該年度の全ての 処理が終了するまで確認を継続す ることを徹底するとともに、定期 的に申請書の現物確認を行うこと により再発防止に取り組み、適正 な事務執行に努める。
くらし安全 部くらし安 全交通課	令和5年8月 22日（令和5 年6月21日職 員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、犯罪被 害者等生活資金貸付金（貸付額 300,000円）の貸付決定につい て、神奈川県財務規則の規定に 基づき、総務室長が決裁すべき ところ、これに反し、くらし安 全部長が決裁していた。	不適切事項については、神奈川 県財務規則等の根拠の十分な確認 を行わず、また、経理担当にも相 談しなかったことによるものであ る。 今後は、このようなことがない よう、事務手続の流れを明文化し て共有するとともに、事案対応時 には早期段階から経理担当との連 絡を密にし、同規則等の根拠を正 確に確認することにより再発防止 に取り組み、適正な事務執行に努 める。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県総 合防災セン ター	令和5年7月 20日（令和5 年3月22日職 員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、プー ル清掃用ロボット（1点、価格 824,000円）が備品台帳に記載さ れていなかった。	不適切事項については、購入時 点（平成6年7月）で備品台帳へ の記載を行わなかったことに加 え、記載漏れについてのチェック 機能も働いていなかったことによ るものであり、令和5年6月20日 に備品台帳に記載した。 今後は、このようなことがない よう、備品購入の時点での備品台 帳への記載について、複数の職員 による確認を徹底することにより 再発防止に取り組み、適正な事務 執行に努める。

(4) 国際文化観光局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和5年8月22日（令和5年6月27日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和4年度元神奈川県国際研修センター（ドミー二俣川）設備維持管理点検業務委託契約（契約額3,883,000円）について、一般競争入札により落札者を決定していたにもかかわらず、業務の一部を履行できなくなったことにより、当該落札者以外の者を含めた3者による契約を締結していた。	不適切事項については、落札者以外の者を含めた3者による契約を締結することが適切ではないことを理解していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、同様の事案が生じた場合には、3者による契約以外の適切な方法で契約を締結することを周知徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
国際課	令和5年8月22日（令和5年6月27日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和4年度元神奈川県国際研修センター（ドミー二俣川）設備維持管理点検業務委託契約（契約額3,883,000円）について、一般競争入札により落札者を決定していたにもかかわらず、業務の一部を履行できなくなったことにより、当該落札者以外の者を含めた3者による契約を締結していた。	不適切事項については、落札者以外の者を含めた3者による契約を締結することが適切ではないことを理解していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、同様の事案が生じた場合には、3者による契約以外の適切な方法で契約を締結することを周知徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県パスポートセンター	令和5年6月28日（令和5年4月21日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、複写サービスの契約2件（契約期間：令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）の締結に当たり、契約日が令和4年4月19日及び令和4年4月21日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。	不適切事項については、契約書作成時における、所属としての確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約の効力に係る遡及事項の設定を含め、適正な契約書の作成について、複数職員による確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

(5) スポーツ局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立スポーツセンター	令和5年6月26日（令和5年3月15日及び同月16日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、令和4年3月分の公衆電灯料1,788円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、同年2月分の公衆無線LANインターネット接続料3,520円が支払期限より後に支払われることとなった。</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 折りたたみプールフロア4台の購入（予定価格352,000円）に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p> <p>(2) 令和4年度かながわパラスポーツ推進強化事業業務委託ほか3件（契約額計31,401,000円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p> <p>3 財産管理事務において、都市ガス供給のためのガバナ施設に係る行政財産の使用許可について、設置当初は所属のみにガスを供給していたため許可が不要であったが、その後、所属以外の近隣需要家へもガスを供給するようになったことに気付かず、近隣需要家への供給開始から10年以上</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、請求書が未達であったことについて確認を行わなかったことなど進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理表に請求書の收受予定日を追記するなどの見直しを行い、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 契約方法の誤りについては、神奈川県財務規則運用通知に対する理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、「予定価格による随意契約・入札執行等早見表」を執行書類に添付し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 契約結果の未公表については、担当者任せきりで所属としての確認が不十分であったことによるものであり、令和5年3月17日に契約結果の公表を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、主任、副主任の役割分担を明確にし、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

		経過した令和3年7月にこのことを認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額1,185,582円のうち784,222円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。	3 財産管理事務については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、許可事項の内容を変更する場合は規定に基づき必要な手続を行うよう事業者へ指示するとともに、定期的に事業者の使用状況を確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	---	--

(6) 環境農政局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和5年8月8日（令和5年6月19日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、脱炭素社会の実現に向けた普及啓発ツール作成等業務委託に関するプロポーザル方式審査会に係る報償費3件、54,000円について、支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。 2 契約事務において、かながわ環境整備センター汚泥処理業務委託契約（単価契約、概算総価額2,805,000円、契約期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）及びかながわ環境整備センター施設維持管理業務委託契約ほか2件（契約額計85,377,204円、契約期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月2日又は同月9日に締結していた。また、契約日を同月2日又は同月9日とすべきところ、いずれも同年4月28日としていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、執行事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、作成している進行管理表を十分活用し、複数の職員が進捗状況について確認できるよう適切な進行管理を徹底するなど、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、執行事務の進行管理及び契約事務に対する理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、年度末年度初めにおける会計事務通知等の内容を十分理解し、また作成している進行管理表を十分活用していくなど、また、複数の職員が進捗状況について確認できるよう適切な進行管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
脱炭素戦略本部室	令和5年8月8日（令和5年6月29日及	（不適切事項） 契約事務において、脱炭素社会の実現に向けた普及啓発ツ	不適切事項については、委託契約における変更契約に関する認識

	び同月30日職員調査)	ル作成等業務委託契約（契約額9,693,640円）について、ウェブページ作成期限、広告配信期間の始期などの期日の経過後に、変更契約書を締結し、これらの期日を変更していた。	が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約事務において事業担当者が留意すべき事項について室内に注意喚起を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
環境部資源循環推進課	令和5年8月8日（令和5年6月26日職員調査)	（不適切事項） 財産管理事務において、共架電線4本及び変圧器2台に係る普通財産の貸付契約について、事業者が貸付申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和4年5月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく貸付契約前の期間に係る貸付料相当額184,971円のうち113,419円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。	不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であり、所属としてのチェックが機能していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、現地確認を複数の職員で行うことにより確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
緑政部自然環境保全課	令和5年8月8日（令和5年6月28日職員調査)	（不適切事項） 契約事務において、わな用遠隔監視装置の通信契約（契約額52,800円）について、見積書を提出させる前に契約を開始させていた。	不適切事項については、事業者の確認不足や、課内の確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約期間や執行依頼時期を一元管理する一覧表を作成するとともに、契約案件と進捗状況の把握の徹底について課内へ改めて周知し、確認体制を整えることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
農水産部畜産課	令和5年8月8日（令和5年6月22日職員調査)	（不適切事項） 契約事務において、令和4年度畜産経営技術高度化促進事業業務委託契約（契約額4,111,000円）について、受注者に個人情報を扱わせているにもかかわらず、契約で定められた個人情報を廃棄又は消去した旨の証明書及び契約で定められた個人情報取扱責任者及び業務に従事する者の届出を提出させていなかった。	不適切事項については、担当者の個人情報に対する認識の不足及び複数職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、個人情報の取扱について理解を深めるとともに、組織として確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県環境科学センター	令和5年5月15日（令和5年5月12日及び同月15日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 神奈川県環境監視システム保守管理委託ほか5件（契約額計23,235,036円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p> <p>(2) 非常用備蓄品の購入ほか101件（支払額計17,601,192円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。</p> <p>2 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和4年度の共架電線に係る使用料2,640円が徴収不足であった。</p> <p>(2) 令和4年8月に完了した屋上空気調和設備撤去工事に伴う建物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っておらず、このため、建物台帳価格が73,624,000円過大であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 契約結果を公表していなかったことについては、通知に基づく適正な方法を実施することの必要性に対する認識が不足していたものであり、令和5年7月28日に公表を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、通知の趣旨を厳守するとともに、予定価格が100万円を超える随意契約について、執行伺票に結果公表状況を記載し、複数の職員によるチェックを徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 履行確認に関する記録の作成を行っていなかったことについては、規則に基づく適正な方法を実施することの必要性に対する認識が不足していたものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、規則に規定された手続等を厳守するとともに、支出手続の際に複数の職員によるチェックを徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 財産管理事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 未許可の共架線については、財産管理に係る現状把握の必要性に対する認識が不足していたものであり、令和5年7月31日に使用許可を行い、令和5年9月21日に令和4年度の使用料相当額を収入</p>

			<p>した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数職員による確認を毎年度実施するとともに、電柱管理業者への定期的な確認により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 建物台帳価格の再算定及び財産台帳の補正を行っていなかったことについては、各年度の施設設備の変動を反映したものとすることの必要性に対する認識が不足していたものであり、令和5年5月26日に財産管理システムに登録した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、建物工事及び設備工事を行う場合に台帳価格の再算定の要否を確認するとともに、検査調書に再算定の実施状況を追記し確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県自然環境保全センター	令和5年7月18日（令和5年3月15日及び同月16日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、敷地内に設置された第二種電柱1本及び支線1条の年度中途における撤去に伴う行政財産の使用許可の変更により、既に徴収済みの令和4年度分の使用料11,560円が723円過大となっていたにもかかわらず、徴収過大額について還付していなかった。</p> <p>2 支出事務において、令和3年度相模原市承継分収林整備業務（2010）（ゼロ県債）契約（契約額13,861,100円、契約期間：令和4年3月25日から令和4年8月8日まで）に係る完成払金9,851,100円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、使用料条例に対する理解が不十分であったことによるものであり、徴収過大額は令和5年4月10日に還付した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、条例の理解の徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数職員による進行管理の徹底を図ることにより再発</p>

		<p>た。</p> <p>3 財産管理事務において、敷地内に設置された第二種電柱1本及び支線1条の年度中途における撤去に伴う行政財産の使用許可の変更に当たり、令和4年12月8日から許可条件を変更すべきところ、同年8月31日から変更していた。</p>	<p>防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 財産管理事務については、許可内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、許可内容の確認を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県農業技術センター	令和5年7月26日（令和5年4月24日及び同月25日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、普及指導活動外部評価委員への謝礼金の支払に当たり、定められた支給日に支払っていないものが6件、153,000円あった。</p> <p>2 契約事務において、農業技術センター温室ネットワークシステム保守点検業務委託契約ほか3件（契約額計9,196,000円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p> <p>3 物品管理事務において、購入により取得したエアコン（税込価格242,000円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続が3月を超えて遅れていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、事業課の起案の回議ルートに経理担当者を含めること等により事業担当部署と経理担当部署との連絡を密にし、複数職員が支給日程を共有するなど確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、契約後に必要な事務処理の確認が不十分であったことによるものであり、令和5年5月19日に公表した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約事務関連規定について、所属で正しい理解を共有し、確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 物品管理事務については、神奈川県財務規則に関する認識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所属で同規則に関する正しい理解を共有し、確認体制を強化することにより、再発防止に取り組み、適正な事務執行</p>

			に努める。
神奈川県農業技術センター足柄地区事務所	令和5年6月13日（令和5年4月21日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額73,740円について、(款)諸収入(項)雑入(目)雑入とすべきところ、(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)農林水産業使用料で収入していた。</p> <p>2 財産管理事務において、共架電線柱4本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和4年3月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額106,052円のうち32,312円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、担当者の認識不足によるものであり、令和5年4月25日に科目更訂処理を行った。 今後は、このようなことがないように、収入科目については本庁所管課に事前確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 財産管理事務については、担当者による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、年2回以上現地確認を行い、所属長に報告することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県畜産技術センター	令和5年5月8日（令和5年1月10日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、金属くず売払収入1件、474,320円について、(款)財産収入(項)財産売却収入(目)物品売払収入とすべきところ、(款)雑入(項)雑入(目)雑入で収入していた。</p> <p>2 支出事務において、バッテリーの購入代ほか2件、60,971円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>3 財産管理事務において、電柱の設置のための行政財産の使用許可1件（電柱11本）について、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う使用料の改定に係る変更許可を行っていなかった。その結果、使用料1,210円が過小であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、執行科目の理解が不十分であったことによるものであり、令和5年4月17日に収入科目の更訂を行った。 今後は、このようなことがないように、予算の執行科目の理解の徹底を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、グループウェアのスケジュール機能を活用し、進行管理や支払期限について複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 財産管理事務については、行</p>

			<p>政財産使用料の改定に係る経過措置の理解が不十分であったことによるものであり、令和5年1月30日付けで変更許可を行い、不足分については、令和5年2月24日に収入した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所属で管理している使用許可一覧に、改正の内容及び経過措置の有無についても追記して起案文書に添付し、複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県中央家畜保健衛生所	令和5年4月17日（令和5年2月22日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、ひな白痢急速診断用菌液の購入代1件、3,150円の支払に当たり、あらかじめ支出負担行為の決裁を受けるべきところ、執行伺票兼支出命令票により執行していた。</p> <p>2 支出事務において、ひな白痢急速診断用菌液の購入代1件、3,150円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、担当者が必要な手続を失念したこと及び所属としてチェック体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、本件誤りの内容を所属として共有し、関係規定の理解の向上を図るとともに、予算の執行に関して予報一覧を作成して情報を共有し、複数の職員による進行管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、支出事務に関して予報一覧を作成して情報を共有し、複数の職員による進行管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県水産技術センター内水面試験場	令和5年9月20日（令和5年1月20日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>物品管理事務において、職員が自家用自動車を公務に使用した際のETCカードの使用に当たり、水産技術センター内水面</p>	<p>不適切事項については、職員の内部規定に反する取扱いや、所属のETCカード貸与に係る確認体制が形骸化したことによるもので</p>

		試験場ETCカード取扱要領の規定に反し、ETCカード使用簿への記載を怠り、また、業務終了後速やかに返却をしていなかった。その結果、ETCカードが公務外で10,070円分利用されることとなり、利用職員から同額を徴収するまでの間、一時的に公金により負担していた。	ある。 今後は、このようなことがないように、ETCカードの貸与から返却までのチェック体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県東部漁港事務所	令和5年9月21日（令和5年2月6日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、令和4年度三崎漁港巡視及び給水・給電施設利用料徴収に関する業務委託契約（契約額4,017,200円）及び「三崎漁港本港特別泊地及び本港環境整備施設の管理に関する年度協定」ほか1件（指定管理料計14,953,000円）について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月以降に締結していた。</p> <p>2 財産管理事務において、三崎漁港区域内漁港施設の用地等に係る占有許可5件（占有料計601,836円）について、許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、着手が遅れた上、組織的な進捗管理を行わなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、早期に契約事務を開始し、課長を含めた複数の職員により組織的な進捗管理を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 財産管理事務については、提出期限の設定が適切でなかった上、組織的な進捗管理を行わなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、申請書の提出期限を改めて事務処理及び決裁に要する時間を十分確保するとともに、課長を含めた複数の職員により組織的な進捗管理を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

(7) 福祉子どもみらい局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和5年8月29日（令和5年6月30日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 令和4年度神奈川県地域生活定着支援センター事業委託契約ほか2件（契約額計55,638,326円）について、契約期間の開始日が令和4年4</p>	<p>不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約締結時期が遅れたことについては、新年度予算に係る契約準備行為等で繁忙であったにもかかわらず、担当者への補助の体制が十分でなかったことに</p>

		<p>月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。</p> <p>2 令和4年度予算で執行するマスク等衛生用品保管配送等業務委託契約（契約額12,936,000円（総価契約）、令和4年度支払額21,391,777円（単価契約））の締結に当たり、会計局指導課長通知に反し、令和3年度である令和4年3月22日に契約を締結していた。</p> <p>3 神奈川県福祉・介護職員処遇改善支援事業業務委託契約（契約額4,471,582円）について、予定価格が100万円を超える随意契約であったため、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に基づき、速やかに契約結果を公表すべきところ、公表が1年以上遅れていた。</p>	<p>よるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、朝夕ミーティングを活用して進捗状況を共有することを徹底するとともに、複数の職員による確認及び補助の体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約を前年度に締結していたことについては、契約方法について事業課担当者との確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、会計事務におけるヒヤリハット集を充実させ周知徹底するとともに、例外的な執行については事前に打ち合わせを行うなど事業課との相互チェックの強化を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 契約結果の公表が遅れたことについては、公表対象となることに対する認識及びチェック体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約事務と併せて公表手続を行うとともに、契約事務のチェックリストを作成し活用することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
共生推進本部室	令和5年8月29日（令和5年6月30日及び同年7月3日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、令和3年度地域生活支援事業費等補助金の額の確定に伴う国庫補助金の返納（1件、30,000円）に当たり、「(款)民生費(項)障害福祉費(目)諸費」とすべきところ、「(款)民生費(項)老人福祉費(目)諸費」で執行していた。</p> <p>2 支出事務において、意思決</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、国庫返納に関する認識が不十分であったため、関係課や総務室からの連絡を所属として管理せずに対応を怠り、国庫返納に係る予算措置を講じていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがな</p>

		<p>定支援専門アドバイザーへの令和4年5月分の謝金（1回分32,000円）を支払っていなかった。</p> <p>3 財産管理事務において、共架電線11本に係る普通財産の貸付契約について、事業者が貸付申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和4年8月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく貸付契約前の期間に係る貸付料相当額434,143円のうち151,184円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p>	<p>いよう、国庫返納に係る連絡や照会を室内で共有して組織的に管理し、確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 支出事務については、担当者がアドバイザーの出席回数を履行確認表から謝金内訳表に誤って転記し、決裁ルート上の職員も誤りに気付かず承認したことによるものであり、令和5年7月7日に支払を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、転記ミスが生じないよう、履行確認表と謝金内訳表を一本化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 財産管理事務については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、定期的に管理財産の現状把握を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
子どもみらい部次世代育成課	令和5年8月29日（令和5年7月4日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、保育士登録業務及び国家戦略特別区域限定保育士登録業務委託契約（単価契約、契約期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月18日に締結していた。</p>	<p>不適切事項については、契約締結の直前に仕様書の誤りが判明し、修正に時間を要したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約関係書類を複数名で確認することを徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
福祉部障害福祉課	令和5年8月29日（令和5年7月14日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 収入事務において、心身障害者扶養共済掛金2件、79,000円について、加入者の県外への転居により脱退となった後も2月にわたり誤って収入していた。その結果、過大徴収の返還に伴う利息が441円発生していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、心身障害者扶養共済掛金の債権データの管理を委託している業者に対し、該当月分のデータ削除指示を失念していたことによるものである。</p>

		<p>2 支出事務において、令和4年度における神奈川県ライトセンターの管理に関する協定（指定管理料302,118,000円）に係る10月分（概算払）22,580,000円の支払について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p>	<p>今後は、このようなことがないように、債権データの削除対象者を一覧表にし、報告時の起案に添付することで報告漏れを防ぐことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、執行状況管理表による進捗管理、グループウェアのタスク機能の活用、朝ミーティングにおける処理状況の確認により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	--	--	---

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立かながわ男女共同参画センター	令和5年7月28日（令和5年3月22日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、令和4年4月分の電話料金29,382円について、支払期限までに支払を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、出納員が会計システムの支払確定処理を失念したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、出納員は会計システムにて支払確定処理を行った後、更新ボタンを押し、支払未確定件数が表示されなくなっていることを必ず確認するとともに、起案者は紙起案の決裁処理の確認と同時に、会計システム上での確認を徹底し、また、進行管理表により複数の職員で確認することで再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県平塚児童相談所	令和5年3月16日（令和5年1月16日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、審判確定証明書発行手数料に係る収入印紙代1件、150円について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、事業担当者に立替払ができる場合についての知識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがな</p>

		<p>2 契約事務において、機械警備業務委託契約（契約総額323,400円、契約期間：令和4年3月27日から令和9年3月26日まで）の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である令和4年3月30日から遡及して同月27日から契約の効力が生じることとしていた。</p>	<p>いよう、幹部会議で改めて指摘事項を報告し、管理課だけではなく事業課に対しても立替払ができる場合について、周知を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、担当者及び決裁者双方において会計局長通知の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、当該契約書に今回の指摘事項の記録を残し、次回の長期継続契約の際、適切な日に契約を締結できるよう申し送りを行うなど再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所	令和5年9月8日（令和5年2月14日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、自動体外式除細動器（AED）の賃貸借契約（契約総額181,830円、契約期間 令和4年7月1日から令和9年3月31日まで）について、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付していなかった。</p> <p>（要改善事項）</p> <p>鎌倉三浦地域児童相談所において、時間外、休日等における庁舎等の警備について、警備員による警備（以下「有人警備」という。）と機械警備を併用し、それぞれ委託して実施しているが、機械警備が行われている時間帯には有人警備も重複して行われており、機械警備を行う特段の必要性は認められないものであった。</p> <p>（以下令和5年10月10日神奈川県監査委員公表第19号中、第7監査の結果3(1)イのとおり）</p>	<p>不適切事項については、担当者の長期継続契約に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、必要な条項を加えた変更契約を令和5年10月13日に締結した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則等に対する理解を深めるとともに、長期継続契約を締結する際に必要な条項が付された契約書となっているかを複数の職員により確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>要改善事項については、現在の契約期間終了後の令和7年度から機械警備を行わないこととした。</p>

神奈川県立 子ども自立 生活支援セ ンター	令和5年2月 7日（令和4 年12月21日及 び同月22日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、歯科診療 業務委託（単価契約、概算総価 額2,310,000円）について、平成 20年3月28日付け会計局総務課 長通知に反し、予定価格が100万 円を超える随意契約であったにも かかわらず、契約結果を公表 していなかった。	不適切事項については、進行管 理が不十分であったことによるも のであり、令和5年4月25日に契 約結果を公表した。 今後は、このようなことがない よう、進行管理表により複数職員 による確認体制を強化すること により再発防止に取り組み、適正な 事務執行に努める。
神奈川県立 青少年セン ター	令和5年8月 29日（令和5 年5月18日及 び同月19日職 員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、ホワ イエ照明更新工事（契約額 3,960,000円）について、固定資 産取扱要領第3条第30号に規定 される資本的支出を行ったとき に必要な建物台帳価格の再算定 及び神奈川県県有財産規則第47 条の規定に基づく財産台帳の補 正を行っておらず、このため、 建物台帳価格が3,960,000円過小 であった。	不適切事項については、マニユ アルを確認して事務を行ったが、 建物台帳価格の再算定等の確認方 法が不十分であったことによるも のであり、令和5年5月26日に財 産台帳を補正した。 今後は、このようなことがない よう、工事後の財産登録等につい て、地方公会計マニュアル（固定 資産編）や財産経営課への確認を 必須とし、複数の職員による確認 体制を強化することにより再発防 止に取り組み、適正な事務執行に 努める。
神奈川県立 総合療育相 談センター	令和5年8月 9日（令和5 年3月22日職 員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、シュレ ッダー業務委託料1件、 22,440円について、政府契約 の支払遅延防止等に関する法律 に定められている期限までに 支払を行っていなかった。 2 契約事務において、次のと おり誤りがあった。 (1) 機械設備保守点検・管理 業務委託契約（契約額 9,900,000円）の仕様書に定 める業務のうち、空調設備 自動制御機器点検業務及び 冷温水発生機保守点検業務 について、書面による事前 の承諾を経ることなく第三 者に再委託されていた。 (2) 機械警備業務委託契約 （長期継続契約、契約総額 4,950,000円、契約期間：令	不適切事項については、次のと おり措置した。 1 支出事務については、進行管 理体制が不十分であったこと によるものである。 今後は、このようなことがな いよう、進行管理表を用いて経 理担当者全員で納期限を確認す るなど、所属としてのチェック 機能を強化することにより再発 防止に取り組み、適正な事務執 行に努める。 2 契約事務については、次のと おりである。 (1) 空調設備自動制御機器点 検業務及び冷温水発生機保守点 検業務の再委託の事前承認に ついては、契約内容の理解が 不十分であり、所属として確 認を怠ったことによるもので

		<p>和4年3月30日から令和9年3月29日まで)について、契約期間の開始日以前に契約を締結していなかった。また、令和4年4月に契約を締結した際、契約日を同年3月29日に遡っていた。</p>	<p>ある。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約条項の理解向上を図るとともに、契約書等の記載内容について複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 機械警備業務委託契約の契約締結については、進行管理及び会計局長通知など関係規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上に努めるとともに、職員相互による進行管理体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
<p>神奈川県立 中井やまゆり園</p>	<p>令和5年9月27日(令和5年2月8日職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、職員検便手数料1件、22,960円について、納入通知書で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 事務事業の執行において、令和4年度神奈川県発達障害支援センター支援者向け研修に係る講師謝礼の支払に当たり、口座振込申出書を債権者(1名)から徴取する際、当該申出書に不要な個人情報(生年月日)を記載させていた。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>中井やまゆり園における診療業務委託契約について、仕様書において医師等の配置日数が明確に規定されていないにもかかわらず、確定契約としていたため配置実績に基づいた精算を行うことはできず、契約金額の全額を支払っていた。</p> <p>(以下令和5年10月10日神奈川</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理表による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 事務事業の執行については、個人情報保護に対する職員の認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解向上を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>要改善事項については、令和5年度から本件契約に係る仕様書に医師の配置日数を明確に規定することとした。</p>

		県監査委員公表第19号中、第7 監査の結果3(2)ウのとおり)	
--	--	------------------------------------	--

(8) 健康医療局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和5年8月24日及び同年9月19日(令和5年7月3日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、自殺未遂者支援事業委託契約(契約額8,104,000円、契約期間:令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月2日に締結していた。	不適切事項については、契約事務に係る進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約準備に係る進行管理については、1週間程度前倒して進めるようスケジュールを見直すとともに、朝夕ミーティングにおける進捗状況の共有を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
医療危機対策本部室	令和5年8月24日(令和5年7月12日及び同月13日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) ソフトウェア使用ライセンス購入代1件、290,400円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 (2) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業についての協力金4件、7,524,560円の支払に当たり、申請書の受理から3月を超えて支払っていた。 2 契約事務において、令和4年4月分の感染性廃棄物の処分業務委託料金2件(支払額計6,880,500円)の履行確認に当たり、契約で定められた期限の14日後に検査を完了していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、次のとおりである。 (1) ソフトウェア使用ライセンス購入代1件の支払については、執行のスケジュールをグループで共有できていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、各執行案件について、執行スケジュールをグループの職員間で共有し全体で進捗管理を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 (2) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業についての協力金4件の支払については、申請が指定のメールアドレスとは別のアドレスに送信されたことに加え、所属におけるメールアドレスの受信管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、受信したメールの

			<p>処理状況について一元的に管理するとともに、複数業務のメールが集中しないよう、業務ごとのメールアドレスを取得することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、契約内容の理解及び決裁ラインでの確認不足によるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係職員へ検査に係る適正な手続について改めて周知徹底を行うとともに、グループ内の執行担当者が全契約の執行状況を管理、把握し、事業担当者と共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	--	--	--

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県小田原保健福祉事務所	令和5年9月11日（令和5年4月10日及び同月11日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、試験材等の購入代1件、139,051円の執行に当たり、ポータブル硫化水素ガスモニター（65,780円）については「（節）備品購入費」とすべきところ、全額を「（節）需用費」で執行していた。</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 庁用自動車運行管理委託契約（契約額8,381,010円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。</p> <p>(2) 令和4年度生活困窮者等就労準備支援事業及び居住不安定者等居宅生活移行支援事業委託契約ほか1件（契約額計9,859,709円）に</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、担当者の神奈川県財務規則運用通知等に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所属として同運用通知等に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 庁用自動車運行管理委託契約の履行確認については、担当者の神奈川県財務規則に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチ</p>

		<p>ついて、機種等選定会議において事前公募に係る契約予定者を3者から構成される共同企業体としていたにもかかわらず、この共同企業体を構成する1者のみを相手方として契約を締結していた。</p> <p>3 歳計外現金事務において、歯科検診歯科衛生士謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税4件、34,932円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p>	<p>エック機能も働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所属として同規則に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 令和4年度生活困窮者等就労準備支援事業及び居住不安定者等居宅生活移行支援事業委託契約ほか1件の契約締結については、共同企業体を構成する3者と契約を締結する必要性についての認識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所属内で事例共有を行い、事務引継書を作成することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 歳計外現金事務については、会計システムの手順についての認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係するマニュアル等の理解の向上を図り、対象となる歳計外現金の抽出に当たっては、歳計外現金受入予定表を併せて出力して確認するように改めるとともに、決裁過程で複数の職員により確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター	令和5年7月20日（令和5年4月6日及び同月7日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、歯科用ライトユニットの修理1件、5,500円について、緊急時等の対応として起案用紙等を用いて予め方針を伺った上で発注すべきところ、これを行わず</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、事務が担当者に任せきりとなり、担当課長や管理課を含めた管理体制が不十分であったことによるも</p>

		<p>に発注していた。</p> <p>2 財産管理事務において、生活保護法に基づく扶助費にかかる返還金の収入未済32件、158,330円について、令和元年10月1日から令和4年5月1日にかけて時効の完成により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。</p>	<p>のである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、備品の不具合発生時は事業担当課長へ報告するなど、備品のチェックを含めた管理体制を見直して点検体制等を強化するとともに、事業担当課と経理担当課で相談を密にした上で対応を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 財産管理事務については、時効完成により債権が消滅していたことは認識していたが、新型コロナウイルス感染症への対応による業務負担の増加に伴い、業務に優先順位をつけた結果、不納欠損処分を行わないこととしたものであり、令和5年8月14日に不納欠損処分を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員で時効の進行状況を確認する体制を整えるとともに、時効が完成した債権は速やかに欠損処分を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県厚木保健福祉事務所	令和5年1月26日（令和4年12月13日及び同月14日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、令和4年度生活困窮世帯学習支援・居場所づくり事業業務委託ほか1件（契約額計9,862,556円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p>	<p>不適切事項については、所属として随意契約の公表の必要性を認識していたにもかかわらず、担当者任せとしてチェック機能を働かせなかったことによるものであり、令和4年12月15日に結果を公表した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、不適切事項について周知を図るとともに、結果の公表が必要な契約案件は、契約締結後に担当者以外の職員が公表したことを確認するなど、所属としてチェック機能を働かせる仕組みを構築して再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

<p>神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター</p>	<p>令和5年1月26日及び同年7月4日（令和4年12月8日及び同月12日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>1 収入事務において、構造設備使用許可に係る手数料1件、22,260円について、許可が不要であったところ、誤って徴収しており、還付処理を行うまでに誤徴収した日から3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 契約事務において、庁舎夜間・休日警備業務委託契約（契約額4,765,200円）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p> <p>3 財産管理事務において、厚木保健福祉事務所大和センターが管理する軽四輪乗用車1台について、道路運送車両法等により使用者に義務付けられている12月ごとの定期点検整備の実施が遅れていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、担当者が構造設備使用許可に関する規定を十分に理解していなかったことに加え、手数料の還付処理に係る情報共有や進捗管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、継続して対応が必要な事案については、進行管理表等により複数の職員による確認体制の強化や情報共有を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、担当者の神奈川県財務規則運用通知に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能が働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所属として同運用通知等に対する正しい理解を共有するとともに、決裁過程において、手続の根拠となる資料を添付して複数の職員による確認を行うなど、確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 財産管理事務については、管理車両の定期点検整備に関するスケジュール管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、管理車両の定期点検整備の実施時期を改めて確認し、複数の職員でスケジュールを共有し確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
<p>神奈川県立衛生看護専門学校</p>	<p>令和5年6月12日（令和5年2月15日職</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、機械警備業務委託契約（契約総額</p>	<p>不適切事項については、契約書の確認が不十分であったことによ</p>

	員調査)	1,636,800円、契約期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで)について、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付していなかった。	るものであり、令和5年2月28日に、契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付す内容の変更契約を締結した。 今後は、このようなことがないよう、各担当の業務について進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立平塚看護大学校	令和5年8月7日(令和5年2月17日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、建物補修工事に係る行政財産の使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料相当額198円について、(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)衛生使用料(節)医薬費使用料とすべきところ、(款)財産収入(項)財産運用収入(目)財産貸付収入(節)土地建物等貸付収入としていた。	不適切事項については、担当者の収入科目に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、令和5年5月30日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県食肉衛生検査所	令和5年3月24日(令和5年2月7日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、と畜検査員更衣室等賃貸借料1件、3,231,600円の執行に当たり、共益費(1,340,400円)については「(節)負担金、補助及び交付金」とすべきところ、家賃と併せて全額を「(節)使用料及び賃借料」で執行していた。	不適切事項については、担当者の執行科目に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、令和5年4月10日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、本件の誤りの内容を所属として共有し、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県動物愛護センター	令和5年4月17日(令和5年2月22日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、機械警備業務委託契約(契約総額556,636円、契約期間：令和4年4月15日から令和9年3月31日まで)の締結に当たり、長期継続契約	不適切事項のうち一者随意契約の締結については、既に契約している本館警備との一括管理や複数年契約による経費削減効果といったメリットに着目し、所属として

		<p>であることから、財政課長通知に基づき競争入札により契約者を決定すべきところ、一者随意契約を締結していた。また、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である令和4年4月20日から遡及して、同月15日から契約の効力が生じることとしていた。</p>	<p>誤った判断をしたことによるもので、契約書作成日の特例については、契約事務に対する担当者の理解不足と所属のチェック機能の欠如によるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、長期継続契約に係る条例規則等に対する正しい理解を共有し、契約締結に当たって事前に関係課と協議する等所要の手続きを行って適切に対応するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	--	--	---

(9) 産業労働局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和5年8月17日（令和5年6月29日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、さがみロボット産業特区の広告・宣伝を目的とした広告使用権許諾料1件、5,500,000円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 契約事務において、再資源ごみ収集運搬契約（契約額26,400円）について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年6月14日に締結していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、経理担当課と事業課の双方において、事業の執行管理が十分に行われなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、進行管理表を経理担当課と事業課間で共有し、複数の職員で確認することで進行管理を徹底するとともに、経理担当課と事業課間でのコミュニケーションを密に行うことで再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、一般産業廃棄物収集運搬許可の有効期限の取扱いについての理解が不足していたこと及び経理担当課内で適切に進行管理が行われていなかったことなどによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約締結に当たっては改めて関係法令を確認するとと</p>

			<p>もに、課内で適切に進行管理を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
産業部産業振興課	令和5年8月17日（令和5年6月28日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、さがみロボット産業特区の広告・宣伝を目的とした広告使用権許諾料1件、5,500,000円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、事業担当者が契約書に定める支払期限を失念したこと、また、経理担当者と事業担当者との相互確認不足があったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、進行管理表による進行管理を徹底するとともに、経理担当課と当課間でのコミュニケーションを密に行うことで再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
中小企業部中小企業支援課	令和5年8月17日（令和5年7月3日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、小型湯沸器の交換工事代1件、46,310円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、担当者が支払手続を失念したこと及び所属としてのチェック機能が働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、担当者に支払期限について再周知するとともに、進行管理表の活用を徹底し組織で支払手続の進捗状況について情報共有を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
中小企業部商業流通課	令和5年8月17日（令和5年7月4日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、令和4年度第1回大規模小売店舗立地審議会の個別指導委員報酬3件、57,000円について、あらかじめ定められた支払期限までに支払を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、担当者が支払手続を失念したこと及び所属として進捗状況が共有できていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、進行管理表を改めるとともにスケジュール表による進行管理の徹底及び複数の職員による確認体制の強化を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
---------	-------	-------	-------

神奈川県立産業技術短期大学校	令和5年7月20日（令和5年3月24日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、進学情報サイトへの情報掲載料ほか2件（契約額計1,210,000円）について、見積書を提出させる前に業務を開始させていた。	不適切事項については、担当者が契約済みであると誤認したこと及び所属として進行管理が共有できていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、管理課と事業課が進行管理表により進捗状況を共有して進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制の強化を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
----------------	--------------------------	---	--

(10) 県土整備局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県藤沢土木事務所	令和5年1月31日及び同年9月8日（令和4年12月12日から同月14日まで職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、境川遊水地公園の施設使用料徴収事務委託契約について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月19日に締結していた。 2 財産管理事務において、事務室等に係る行政財産の使用許可2件について、令和4年4月1日までに更新許可をすべきところ、これを行わず、許可がないまま事務室等の使用をさせていた。なお、その後、同月14日及び同月18日にそれぞれの日を始期とする許可を行っていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、指定管理者との年度協定書を締結した後でなければ、本委託契約が締結できないと誤認したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、年度協定書と委託契約書の事務手続を並行して進めることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 財産管理事務については、1件については提出された使用許可更新申請の処理を失念したこと、もう1件は使用許可更新申請が提出されていないことを見落とししたことに加え、所属内で更新許可に係る情報共有を行っていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、更新許可事務一覧表により課員で情報を共有し、確認体制を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

<p>神奈川県厚木土木事務所</p>	<p>令和5年2月15日及び同年9月8日（令和4年12月12日から同月14日まで職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 支出事務において、令和4年4月分の監視カメラ電気代2,676円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、同月分の煤ヶ谷器材倉庫電話料2,944円を支払期限より後に支払っていた。</p> <p>（要改善事項） 厚木土木事務所では、保有等する自動車について、道路運送車両法に定められた自動車の検査及び定期点検整備（以下「車検等」という。）の実施に当たり、競争入札に付することなく、車検等の都度、自動車1台ごとに、国土交通省地方運輸局長の指定を受けた自動車分解整備事業者と一者随意契約を行っていた。</p> <p>（以下令和5年10月10日神奈川県監査委員公表第19号中、第7監査の結果3(1)ウのとおり）</p>	<p>不適切事項については、支払手続の進行管理を担当者任せとしていたため、決裁が完了していないことに気付かなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数職員により進行管理を行うこと等により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>要改善事項については、令和6年度から保有自動車の車検等について、競争入札により一括契約を行うこととした。</p>
<p>神奈川県厚木土木事務所東部センター</p>	<p>令和5年2月15日（令和4年12月15日、同月16日及び同月19日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、電子複写機の複写サービス契約2件（単価契約、令和4年4月から同年11月分までの支払額計627,837円）の締結に当たり、契約日が令和4年4月5日及び同月9日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。</p> <p>2 予算の執行において、設置工事を含む洗面台及び電気温水器の購入代1件、280,500円の執行に当たり、洗面台及び電気温水器の購入に要する経費（計116,248円）については「（節）備品購入費」とすべきところ、設置費と併せて全額を「（節）需用費」で執行</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、契約書の遡及条項に係る確認が不十分であり、所属のチェック体制も機能しなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員により契約書の内容を確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 予算の執行については、執行科目の確認が不十分であったことによるものであり、令和5年1月6日に支出科目の更訂を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による執行</p>

		していた。	科目の確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	令和5年2月15日及び同年9月8日（令和4年12月21日及び同月22日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 収入事務において、都市公園の占用許可等に係る使用料等102件、20,464,848円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 工事事務において、令和3年度河川修繕工事県単（その131）の変更設計額の積算に当たり、転落防止柵工のコンクリート削孔について、歩掛及び積算単価を誤って適用したため、変更後の設計額（46,222,000円）が11,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（45,551,000円）が11,000円過小であった。</p> <p>3 財産管理事務において、県立公園における駐車場の料金徴収機器等の設置許可10件について、許可区分を誤って管理許可としたため、許可を取消して改めて設置許可をすべきところ時機を逸し、管理許可の取消及び設置許可が3月を超えて遅延していたうえ、許可日を遡っていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、所属の進行管理やチェック体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、毎月の進行管理会議により各分担の作業の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 工事事務については、変更設計に係る積算内容の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、労務単価等の適用基準日に誤りがないかどうかについて、複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 財産管理事務については、担当者の関係法令に対する理解が不足していたことに加え、所属の進行管理やチェック体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、許可区分が適切かどうかを複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県横浜川崎治水事務所	令和5年1月26日及び同年5月24日（令和4年12月2日及び同月5	<p>（要改善事項）</p> <p>横浜川崎治水事務所において、川和遊水地管理棟の機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより競争</p>	<p>要改善事項については、単年度一者随意契約であった点を見直し、令和6年度から長期継続契約に移行し、競争入札を行うことと</p>

	日職員調査)	入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度契約を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。 (以下令和5年10月10日神奈川県監査委員公表第19号中、第7監査の結果3(1)エのとおり)	した。
神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター	令和5年1月26日(令和4年12月6日及び同月7日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、ドローン機体登録料1件、900円について、前渡金精算報告を行っていなかった。 2 財産管理事務において、河川使用料の収入未済1件、1,000円について、令和元年度に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、所属として進行管理及び確認体制が不十分であったことによるものであり、令和4年12月7日に精算報告を行った。 今後は、このようなことがないように、精算報告が必要なものについては、例月のチェック表に合わせて記載し、複数の職員で確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 財産管理事務については、所属として進行管理が不十分であったことによるものであり、令和5年2月14日付けで不納欠損処分を行った。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による適正な債権管理を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県住宅営繕事務所	令和5年8月7日(令和5年5月17日から同月19日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、神奈川県営住宅残財処理業務委託契約(単価契約、支出額7,692,300円)に係る第2回目の発注について、支出負担行為額に不足が生じていたにもかかわらず、このことを看過し、支出負担行為額を増額する前に業務を発注していた。 2 契約事務において、令和4年度県営住宅管理システム運用等業務委託契約(契約額	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、所属として予算の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、予算管理表により複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、地方公

		<p>56,409,210円)について、随意契約を行った場合に「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第12条及び「神奈川県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」第12条により必要とされる契約の相手方に係る公示を同規則に定める期日までに行っていなかった。</p> <p>3 財産管理事務において、第一種電話柱1本及び支線2条に係る行政財産の使用許可(使用料2,120円)について、許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。</p> <p>4 財産管理事務において、鉄塔敷及び線下敷に係る普通財産の貸付契約について、貸付料の算定を誤って契約しているものがあつた。これにより、貸付料1件、26,100円が徴収不足であつた。また、同契約について、線下敷として機能を害さない範囲内で県が使用し又は県が第三者に使用させることができる旨の条件を付していなかった。</p>	<p>共同体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される契約(以下、「特定調達契約」という。)において随意契約を締結する場合の根拠規定等の理解が不十分であつたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、組織として特定調達契約事務の理解を深めて共有するとともに、複数の職員による確認を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 財産管理事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 第一種電話柱等の使用許可については、担当者の行政財産の使用許可に係る事務処理の認識が誤っていたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所内で行政財産の使用許可に係る事務処理に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、根拠資料を添付して複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 鉄塔敷及び線下敷に係る普通財産の貸付契約については、担当者において財産管理事務の理解が不足していたこと及び所属の確認体制が不足していたことによるものであり、令和5年8月31日に条件を付した変更契約を締結し、貸付料の不足分については、同年10月3日に収入した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所内で財産管理事務に関する正しい理解を共有</p>
--	--	--	---

			するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	--	---

(11) 会計局

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
会計課	令和5年7月19日（令和5年6月8日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、収入証紙の返還に係る還付1件、250円について、支払が現金還付申請から3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 歳計外現金事務において、職員の給与に係る個人住民税2件、175,200円について、納付する市町を誤ったため、法定納期限内に納付を行っていなかった。その結果、延滞金2,600円の賦課決定を受けて同額を納付していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、管理簿の確認や進捗状況別に申請書類を保管するなど、還付申請の処理状況を複数の職員が確認する体制とすることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 歳計外現金事務については、退職した職員の前年の給与所得に係る個人住民税を退職手当から一括徴収し納付する際、課税市町に納付すべきところ、一時的に居住していた別の市に誤って納付したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事務処理手順を担当者マニュアルに追記するとともに、複数の職員が確認する体制とすることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
調達課	令和5年7月19日（令和5年6月9日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、納入通知書ほか帳票類（全庁分）の印刷（557,106円）について、納品前に数量を誤って契約を締結したことに気付いたものの、受注者において不足分の増刷ができなかったため、当初の契約における単価よりも割高な単価により別に契約を締結することとなった。これにより、当初決定した</p>	<p>不適切事項については、全所属に対する帳票類印刷に係る数量調査において、回答の差替えが頻発した際に、1件の再回答を見落とし、差替え前の数量で入札・契約事務を進めたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、回答の差替えを行う際には再提出版であることを明確に伝え</p>

		契約単価に基づき印刷した場合に比べて89,870円の追加費用が発生していた。	るよう各局経理グループに対して周知するとともに、一連の事務処理について、担当や上席を含めた複数の職員が確認する体制を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	--	---

(12) 企業庁

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
財務部会計課	令和5年7月20日（令和5年5月19日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和4年度給水装置工事サポートシステム運用業務委託契約（契約額27,500,000円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。	不適切事項については、繁忙期で所属としての確認が不十分であったことによるものであり、契約結果は令和5年5月23日に公表した。 今後は、このようなことがないように、関係通知等の理解向上を図るとともに複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
財務部財産管理課	令和5年7月20日及び同年9月20日（令和5年5月17日職員調査）	（要改善事項） 企業局財務部財産管理課において、普通資産として管理する2か所の土地における草刈り等の業務について、いずれも一括して発注することが可能であったのに、それぞれ年2回の業務実施の都度発注を行い、いずれも予定価格が50万円未満であることから、見積合せを省略して同一業者と一者随意契約を行っていた。 （以下令和5年10月10日神奈川県監査委員公表第19号中、第7監査の結果3(1)オのとおり）	要改善事項については、当該2か所の土地における草刈り等の業務の発注を見直し、令和6年度からそれぞれ年1回の一括発注とすることとした。
水道部浄水課	令和5年7月20日（令和5年5月16日職員調査）	（不適切事項） 事務事業の執行において、企浄第806号水道施設台帳整備調査等業務委託契約（契約額144,490,500円）について、神奈川県設計業務委託等成績評定要領に基づき、受注者に対して遅滞なく評定点を通知すべきところ、通知が3月を超えて遅れて	不適切事項については、組織的に進行管理を行わず、チェック体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、必要な事務手続についてチェックリストによる確認及び進行管理表による業務の進捗状況の共

		いた。また、設計業務委託等成績評価結果の公表に関する実施要領に基づき評定点を公表すべきところ、これを行っていなかった。	有を行うこととし、複数職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	---	--

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁鎌倉水道営業所	令和5年9月11日（令和5年3月17日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、雑排水槽等の清掃により生じた産業廃棄物（汚泥）の収集運搬業務委託契約（支出額計44,000円）及び処分業務委託契約（支出額計46,035円）の締結に当たり、神奈川県公営企業財務規程運用通知に定める見積書を徴することを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、見積書を徴することなく契約を行っていた。	不適切事項については、担当者の神奈川県公営企業財務規程運用通知に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能が働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、所属として同運用通知等に対する正しい理解を共有するとともに、契約事務の執行に当たっては手続の根拠となる資料を添付し、決裁過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県企業庁平塚水道営業所	令和5年8月7日（令和5年2月13日及び同月14日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、道路占用掘削工事に伴う監督事務費負担金1件、123,470円について、納付期限までに支払を行っていなかった。 2 財産管理事務において、電柱の設置のための行政資産の使用許可について、神奈川県公営企業固定資産管理規程の一部改正に伴う使用料の改定に係る変更許可を行っていなかったものが4件あった。その結果、使用料2件、4,150円を過大に徴収しており、2件、1,860円が徴収不足であった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、翌年度の工事に係る納入通知書についての進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、工事の進行管理表に納入通知書の項目を追加し、管理職を含めた複数の職員による確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 財産管理事務については、箱根地区水道事業包括委託（第2期）受注者の神奈川県公営企業固定資産管理規程に関する認識誤り及び所属のチェック機能が働いていなかったことによるものであり、過大徴収分については、令和5年4月6日に還付

			<p>し、徴収不足分については同月13日に収入した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、同規程の改正内容について所属及び委託受注者で確認するとともに、委託受注者に使用料改定の内容について報告を依頼し、所属で確認及び進行管理を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場	令和5年5月9日（令和5年5月8日及び同月9日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、落合浄水場膜ろ過処理設備点検業務委託契約ほか1件（契約額計32,780,000円）の設計額の積算に当たり、一般管理費等の率計上額を誤って積算していたため、設計額（計33,627,000円）が220,000円過大であった。</p>	<p>不適切事項については、積算基準書の改定による積算方法の変更について、積算者及び検算者の確認不足によるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数職員のチェック体制、積算基準書の改正内容の周知を強化徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>